

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三島市

2 構造改革特別区域の名称

三島市 I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

三島市の全域

4 構造改革特別区域の特性

三島市は、恵まれた気候や豊かな自然環境に加え、古くは東海道、甲州道、下田街道が交差する交通の要衝であり、現在も東西を結ぶ国道 1 号や伊豆半島に続く国道 136 号が市内を走り、東海道新幹線の停車駅があるなど、道路や鉄道などの交通環境の優位性を活かして、商業、工業、農業がバランス良く発達してきた。

平成 15 年の新幹線品川駅の開業による運行ダイヤの改正により、ひかり号の停車が 6 本から 12 本に増え、35 分で都区内に着くことができるようになった。富士山や箱根連山の麓に位置し、伊豆半島の玄関口である三島市は居住環境に恵まれており、新幹線を利用した首都圏への通勤者が増加し、現在では 6,000 人を超過していると言われている。

静岡県は首都圏に近く、気候が温暖で水や土地など資源に恵まれており、経済産業省の工場立地動向調査によると、県内の工場立地件数は、2002～04 年まで全国 1 位（2005 年は 3 位）であり、企業進出が盛んである。インターネット関連産業やソフトウエア業、情報処理サービス業などのソフト系 I T 企業も数多く、国土交通省が全国の市区町村を対象に実施したソフト系 I T 企業の立地動向調査（2004 年 10 月～05 年 3 月期）によれば、自治体別では全国上位 100 に静岡市、浜松市など 5 市入っており、三島市も 89 位にランクされている。また、事業所の数だけでなく、県民のインターネット利用の割合も高く、ブロードバンドインターネットの普及率は平成 17 年 12 月末現在で全国平均が 44.4%であるのに対し、静岡県の平均は 49.0%となっている。

こうした活発な経済活動を背景に、静岡県は、三島市を含む東部地域に集積している医薬関連企業と平成 14 年度に開院した県立静岡がんセンター、国立遺伝学研究所、全国屈指の温泉の保養施設など恵まれた地域資源を活かし、医療からウエルネスまで世界レベルの研究開発を進め、健康関連産業の振興を図り、特色ある地域の発展を目指す「ファルマバレー構想（富士山麓先端健康産業集積構想）」を推進している。この構想に関連して、財団法人しずおか産業創造機構（ファルマバレーセンター）が提案した「静岡県富士山麓地域を

核とした広域的バイオベンチャーネットワークの形成」事業は、経済産業省の平成 18 年度の産業クラスター計画「バイオベンチャー育成」プロジェクトの広域的新事業ネットワーク拠点重点強化事業に採択された。地域の自立発展型の産業クラスターを形成するためには、民産官学連携により生み出される産業の創出と企業の育成に加えて、それを支える人材の輩出・育成が不可欠である。

三島市はファルマバレー構想を推進する中核的な自治体として、平成 12 年度に「S O H O みしま」を県と協働で設置支援し、地域内の起業家やベンチャー企業の育成に取り組むとともに、IT 分野を中心とする先端技術企業の立地を積極的に進めている。また、21 世紀において中核産業となるバイオ・ゲノムを中心とした医薬研究と産業、先端工学技術、情報技術などの融合により創出される知識集約型産業を核としたクラスターの形成を推進することで、地域の発展に努めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

産業クラスターを形成するため、静岡県ファルマバレー構想では、3 本の基本戦略を支える支援戦略として知の集団形成「構想実現を支援する人材育成戦略」を掲げている。新たな技術の開発や研究開発によるシーズ（種）を事業化する応用技術、新たな起業、高度な技術を持つ労働者の提供など、構想を具現化していくために最も重要な資源は人材である。新たな開発を生み出す知識の源泉や高度なノウハウとスキルを備えた労働力の源泉は人材育成によって支えられる。高度なスキル・技術を持った人材は企業を活性化させるとともに、新たな産業を創造する。

今回申請する規制の特例措置は、そういった人材が育つための環境整備の一環と位置付けられ、初級システムアドミニストレータや基本情報技術者の資格取得を目指す受験者の負担を軽減し、取得の機会を増やすことで、域内からより多くの技術者が育つとともに、域外からも優れた人材が集まるきっかけとなる。資格取得者をより多く輩出することで、産業クラスター形成の基盤を支える人材育成の一助とするものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 合格率の向上による高度な IT 技術を持つ人材の育成

本計画の特例措置により初級アドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除することにより、受験者の負担を軽減し、合格率の向上を図る。また、合格率の向上により、資格取得における地域的な優位性を高め、域外からも意欲ある受験者を多く集め、高度な IT 技術を取得した人材を輩出する。

(2) 質の高い人材の供給による産業の創出・振興

高度な IT 技術を取得した人材を多く輩出することにより、地域の人材レベルの底上

げを図り、域内の企業等に供給することで開発力や生産性を高め、産業の創出や振興を促進する。また、地域の人材レベルが底上げされることにより、優秀な人材を求める域外から進出する企業が立地しやすい環境となる。

(3) 既存施設との連携による人材育成効果

三島市が支援している「SOHOみしま」において、規制の特例措置の適用を受けようとする事業者との連携により、e-ラーニングによる資格取得のための講座の受講を可能にし、SOHOに入居している者の取得を促進し、インキュベーション機能を高め、ひいては地域のイノベーション活動を活発にする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) IT人材の育成と企業立地の好循環

高度なIT資格を取得した人材が多く育成されることにより、企業が進出・立地しやすくなり、企業の集積が進むことにより地域の雇用の拡大につながり、雇用の拡大により首都圏に流れていた人材も含めて人材が地域に集まる。人材の育成をきっかけに雇用と企業立地の好循環が期待できる。

(2) 産業クラスターの形成による地域経済の発展

更なる企業立地が進むことにより、医薬関連企業をはじめとする競争力の高い企業が多く集まり、高度な集積地域を形成することができる。このような集積地域には、資金や経営ノウハウなどの投資機能を持つ企業などをも引き寄せ、相乗効果により競争力の強い産業クラスターを形成し、自立発展型の地域経済圏が確立される。

8 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3)	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
1 1 3 2 (1 1 4 4)	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) ファルマバレー構想（富士山麓先端健康産業集積構想）

【構想の概要】

静岡県が推進するファルマバレー構想は、従来のような工業団地等を集中的に整備して企業を呼び込むといった発想ではなく、静岡県東部地域が有する資産、資源、人材、知識・情報、ものづくり技術、さらには優れた自然環境や優位の交通基盤などを、いか

に組み合わせて有効活用し、地域の魅力を高めていくかといった考え方に基づいている。

対象とする分野も、人々の健康を育むあらゆるモノやサービス、活動など医療からウエルネスまで多岐にわたり、まさに民産学官の連携と協働をどのように進めていくかが、構想の成否を握る重要な鍵となっている。

【構想の期間】

平成 13～22 年度

【目標】

成果目標：県民の健康寿命（65 歳以上の平均自立期間）全国第 1 位

【3 つの基本戦略】

研究開発と医療の質の向上戦略

県立静岡がんセンター、静岡がんセンター研究所、県立大学及び世界水準の工学系大学と連携して、研究開発拠点の整備と先端医療の開発促進に取り組む。

新産業の創生と地域企業の活性化戦略

ファルマバレー構想を支える地域産業力の形成をめざして、研究開発主導の新事業・新産業の創出を推進。

ウエルネスの視点でのまちづくり戦略

人々が健康で豊かに生きる社会の実現へ、ユニバーサルデザインを基盤としたウエルネス重視のまちづくりに挑戦。

(2) 「SOHOみしま」運営事業

静岡県東部地区 SOHO 推進協議会が実施する SOHO 施設の管理運営及び推進事業（講演会、交流会等）の経費を三島市が支援することにより、地域内の企業家や新産業の育成を図るとともに、併せて雇用の創出を図る。

平成 17 年度は県と共同で支援してきたが、平成 18 年度から 3 ヶ年事業として三島市単独で支援することとなっている。

別紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 有限会社TMSプランニング

所在地：静岡県三島市梅名291-2

(2) 日本CIW普及育成協議会(JACC)[修了認定に係る試験の提供者]

所在地：東京都千代田区鍛冶町1-5-7 江原ビル5F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(CIW併用コース)

別添資料1のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与える。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及協議会(JACC)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。ただし、当該試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ

	出題分野		試験項目
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポートメント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの応用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設された講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 有限会社TMSプランニング

所在地：静岡県三島市梅名291-2

(2) 日本CIW普及育成協議会(JACC)[修了認定に係る試験の提供者]

所在地：東京都千代田区鍛冶町1-5-7 江原ビル5F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」(CIW併用コース)

別添資料2のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与える。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及協議会(JACC)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。ただし、当該試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ

	出題分野		試験項目
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポートメント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの応用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設された講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。